

## 栃木県総合運動公園武道館団体利用に関する遵守事項

武道館の団体利用ならびに大会や練成会、講習会、審査会等を開催の際は以下の内容を必ず遵守してください。

\* 以下を遵守していただけない場合、行事を中止・中断をする場合があります。

### 1. 活動前遵守事項

#### ① 体調の確認

○ 「栃木県総合運動公園武道館団体利用に関する感染防止対策チェックリスト」を活用して、参加者全員の体調を確認してください。

○ 当日の朝に検温して、微熱等があるとき、風邪等の症状があるときは、来館を控えてください。

#### ② 入館時は参加者全員(指導者・観覧者等も含めて)、マスクを着用してください。

#### ③ アルコールによる消毒(入館時、道場及び弓道場に入場時等)・こまめな手洗いを実施してください。

→ マスクを着用していない参加者へのマスク、消毒用のアルコールやハンドソープに関しては、開催主催者側で必ずご用意してください。

### 2. 利用中の遵守事項

#### ① ソーシャルディスタンス【競技者間や競技者と指導者との距離(半径 2m 以上)】を確保してください。

→ 観覧者も同様に、ソーシャルディスタンスを確保してください。

#### ② 2名以上での対峙した稽古・練習に関しては、各競技のガイドラインを必ず厳守し、感染防止対策を十分行ったうえで実施してください。

#### ③ 競技者同士の往来はできるだけ避けて、一方通行型の移動経路をお願いします。

#### ④ 活動中の三つの密(密接・密集・密閉)にならないように注意してください。

#### ⑤ 稽古や練習、講習会中に体調が不良を感じた場合は速やかに中止してください。

#### ⑥ 競技上使用する用具や道具の使い回し、貸借は行わないでください。

### 3. 休憩中の遵守事項

#### ① 近距離での会話・食事等を避けてください。

#### ② 食事等での取り分けは避けてください。

#### ③ 会議や打合せにおいても、三つの密を避けてください。

### 4. 活動後の遵守事項

#### ① 活動後は、手洗い・うがいを必ず行ってください。

#### ② 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、武道館に対して速やかに報告してください。

# 栃木県総合運動公園武道館専用利用の際の感染症拡大予防遵守事項

栃木県総合運動公園武道館館長

## 1 基本的考え方

栃木県総合運動公園武道館（以下武道館）の利用に当たっては、国や県の方針、各中央競技団体が作成したガイドライン等を遵守し活動することを大前提とする。また、専用利用については、武道館職員と主催者が事前に綿密な打合せを行い、感染拡大防止に積極的に努めるとともに、武道館職員の指導に従うこととする。活動中に違反と認められる行為があった場合は、クラスター等発生防止の観点から利用中止とする場合がある。

## 2 感染防止策について

### （1）参加者への事前準備及び対応

- ① 主催者は、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めること。（チェックリストや遵守事項等を作成し配布する）  
また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがありますことを周知すること。
- ② 参加者の氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）を記載した名簿等を作成しておくこと。
- ③ 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせるよう指示すること。  
ア)武道館利用前2週間において体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛・嗅覚異常・倦怠感・息苦しさ等）  
イ)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合  
ウ)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

### （2）入館時の留意点

- ① 入館時には、全員の検温並びに手指の消毒を実施すること。  
※体温計と消毒液については主催団体で準備する
- ② 必ずマスクを着用して入館させること。（武道館入館後も、活動する時以外はマスクを着用させる）
- ③ 受付を行う際は、参加者が距離（2m以上）をおいて並べるようにすること。

### (3) 活動時の留意点

- ① 武道館内施設（第1道場・第2道場・弓道場・会議室・トイレ等）の利用については、武道館職員の指導に従うこと。
- ② 活動の内容に関わらず、活動しない者も含め、感染防止の観点から、周囲との距離（フィジカルディスタンス）を十分とすること。  
※強度の高い活動を行う場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある
- ③ 活動する人数が多く、ゆとりを持たせることが難しい場合は、参加者の人数を制限したり、時間差をつけて活動する等の措置を講じること。
- ④ 整列や活動時には、前の人の呼気の影響を避けるため、並列する、あるいは斜め後方に位置取りをすること。
- ⑤ 少なくとも30分に1回は十分な換気を行うこと。
- ⑥ 参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ・取手・トイレのレバー・テーブル・椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ⑦ 休憩時には、こまめに手洗いやうがい、消毒を行うこと。
- ⑧ 大声で話したり、隣接しての会話は慎むこと。
- ⑨ マスクを着用して活動する場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、体調管理に気を配ること。

### (4) その他の留意点

- ① 更衣室や休憩・待機スペースにおいても、3つの密にならないよう注意すること。
  - ② 観覧席に観客等を入場させる場合は、観客同士が密な状態とならないよう、席を空けて座らせたり、必要に応じて観客等の入場制限を行うこと。また、マスクを着用させるとともに、大声での声援を送らないことや会話を控えさせること。
  - ③ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人と距離をとって、対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等の大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
  - ④ 活動終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症が疑われる症状がある場合は、速やかに広域健康福祉センターや保健所等に相談するとともに、武道館職員にも報告すること。
- ※ 活動終了後に、万が一新型コロナウィルス感染症を発症したとの報告があった場合、武道館は休館となるばかりか、その後に利用した方々の感染も疑われ、多くの利用者に迷惑をかけることになります。上記事項を遵守し、コロナウィルス感染症予防に積極的に努めましょう。